

# 青森県報

第八百一号

令和六年  
八月十六日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

○青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………  
(障 社が 課い) …… 一

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………  
(財務指導課) …… 三

### 告示

○青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款……………  
(財務指導課) …… 三

### 公告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………  
(行政経営課) …… 四

### 出先機関

○凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………  
(県北地域 民局) …… 四

### 公営企業

○青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………  
(整備企画課) …… 六

## 規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和六年八月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第三十九号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年三月青森県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

⑭ 看護体制	(1) 看護師数及び准看護師数の合計 (2) 入院患者数に対する(1)の人員数の比率	(人) (対1)
--------	---	-------------

を

⑭ 勤務公認心理師数	(常勤) (非常勤)	(人) (人)
⑮ 看護体制	(1) 看護師数及び准看護師数の合計 (2) 入院患者数に対する(1)の人員数の比率	(人) (対1)

⑮ 「⑮ 入院患者数」や「⑯ 入院患者数」及び「⑰ うち措置入院者数」や「⑱ うち措置入院者数」及び「⑲ うち医療保護入院者数」や「⑳ うち医療保護入院者数」及び「㉑ うち医療保護入院者数」及び「㉒ うち医療保護入院者数」及び「㉓ うち医療保護入院者数」及び「㉔ うち医療保護入院者数」及び「㉕ うち医療保護入院者数」及び「㉖ うち医療保護入院者数」及び「㉗ うち医療保護入院者数」及び「㉘ うち医療保護入院者数」及び「㉙ うち医療保護入院者数」及び「㉚ うち医療保護入院者数」及び「㉛ うち医療保護入院者数」及び「㉜ うち医療保護入院者数」及び「㉝ うち医療保護入院者数」及び「㉞ うち医療保護入院者数」及び「㉟ うち医療保護入院者数」及び「㊱ うち医療保護入院者数」及び「㊲ うち医療保護入院者数」及び「㊳ うち医療保護入院者数」及び「㊴ うち医療保護入院者数」及び「㊵ うち医療保護入院者数」及び「㊶ うち医療保護入院者数」及び「㊷ うち医療保護入院者数」及び「㊸ うち医療保護入院者数」及び「㊹ うち医療保護入院者数」及び「㊺ うち医療保護入院者数」及び「㊻ うち医療保護入院者数」及び「㊼ うち医療保護入院者数」及び「㊽ うち医療保護入院者数」及び「㊾ うち医療保護入院者数」及び「㊿ うち医療保護入院者数」及び「㊿ うち医療保護入院者数」



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六十九号様式中「別紙保証証書を添えて」を削り、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百五十三号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和六年八月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部

を次のように改正する。

第4条（A）第1項中「当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければ」を「発注者に当該措置に係る保険証券の寄託（当該保険証券の寄託に代えて行う措置（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信を利用する方法をいう。以下同じ。）であって発注者が認めたものに限る。）を含む。）をしなければ」に改める。

第29条第1項中「建設機械器具」の次に「（第4項において「工事的物等」という。）」を加え、同条第4項中「工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事的物等」に、「第6項」を「以下の項及び第6項」に改め、「超える額」の次に「（災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、損害合計額）を加え、同条第6項中「として」を「と、〔損害合計額〕とあるのは「損害合計額から既に負担した額を控除した額）」として」に改める。

第34条第1項中「その保証証書を発注者に寄託して」を「発注者にその保証証書の寄託（当該保証証書の寄託に代えて行う措置（電磁的方法であって発注者が認めたものに限る。）を含む。第4項及び次条において同じ。）をして」に改め、同条第4項中「その保証証書を発注者に寄託しなければ」を「発注者にその保証証書の寄託をしなければ」に改める。

第35条第1項中「変更後の保証証書を発注者に寄託しなければ」を「発注者に変更後の保証証書の寄託をしなければ」に改め、同条第2項中「変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければ」を「直ちに発注者に変更後の保証証書の寄託をしなければ」に改める。

第44条の3第11号中「オまで」を「カまで」に、「受注者又はその支配人」を「受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者」に、「受注者又はその役員若しくはその支店若しくは」を「その役員、その支店又は」に、「」が」を「その他経営に実質的に関与している者）」が」に改め、同号カ中「「が実質的に経営に関与している」を「であることを知りながらこれを不当に利用した」に改め、同号キ中「又はその支配人」を「、その支配人その他経営に実質的に関与している者」に、「その者又はその役員若しくはその支店若しくは」を「その役員、その支店又は」に、「」が」を「その他経営に実質的に関与している者）」が」に改める。

第57条を第58条とし、第56条の次に次の一条を加える。  
(情報通信の技術を利用する方法)

第57条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

附 則

この契約約款は、告示の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する告示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年八月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量  
汎用コンピュータシステム更新等業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部行政経営課
- 三 青森市新町二丁目四の三〇  
契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和六年七月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額

三千七百九十二万二千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年八月十六日

上北地域県民局長 千葉 健 夫

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。
- 二 凍結防止剤 千四十トン程度
- 三 納入期間  
令和六年十一月一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 納入場所  
上北地域県民局地域整備部管内除雪業務受注者の事業所
- 五 入札に参加する者に必要な資格  
1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。  
2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。



ること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることを証明できること。

6 購入物品の品質及び規格等が、入札説明書に基づき、各品質及び規格等と合致する製品であることを、証明又は確認できること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の期限及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和六年九月十三日までに上北地域県民局長（地域整備部）に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明又は変更等を求められた場合には、これに对应しなければならない。

(二) (一)の審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

(三) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 提出場所

十和田市西十二番町二〇の一  
上北地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七六一二三―四三一

4 提出部数 各一部（当該申請書等については、入札説明書による。）

六 入札手続き等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

十和田市西十二番町二〇の一

十和田合同庁舎三階 上北地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七六一二三―四三一

2 入札の日時及び場所

(一) 日時

令和六年九月二十七日 午後二時三十分

(二) 場所

十和田市西十二番町二〇の一

十和田合同庁舎三階 B会議室

(三) 郵便によって入札を行うことができるものとする。（入札書の提出先、到着期限、提出方法の詳細については入札説明書による。）

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落

札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

1, 040t,

Solid de-icing agents(Sodium Chloride)

2 Delivery Period:

From November 1, 2024 to March 31, 2025

3 Time limit for tender:

2:30 P.M. September 27, 2024

4 Contact Point for the notice:

Kamikita Regional Administration Bureau

Public Works Department

20-12 Nishi12-bancho

Towada City, Aomori 034-0093

JAPAN

TEL 0176-23-4311

## 公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年八月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 青森県公営企業管理規程第五号

## 青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「いう」の下に「。第二百二十三条において同じ」を加える。

第二百二十三条本文中「見積書」の下に「（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭